報告第３号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年２月２４日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第６号

# 専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和５年２月１３日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

枝木伐採作業中における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和４年１１月２１日午前８時４０分頃、亀山市羽若町地内の市道において、道路作業員が枝木伐採作業を行っていたところ、伐採した枝木を走行していた相手方車両に接触させ、これを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

１２５，８２９円